

3 集落法人のタイプ

(1) 全戸参加型

地域内の相当数の農家が法人の構成員となり経営に参画し、かつ、地域内の農地の相当面積を利用集積して農業経営を行う集落法人のことをいいます。必ずしも全戸である必要はなく、ある程度の賛同する人たちが集まった形です。

「集落内の相当数」及び「集落内の相当面積」とは、集落の総意として意志決定ができ、かつ、農地の大規模集積による農業経営の効率化という集落法人のメリットが十分発揮できる範囲と考えられます。

(2) 担い手中心型

地域内の農地の相当面積を利用集積して、大型農家など担い手（1戸から数戸）が構成員となり農業経営を行う集落法人のことです。法人経営の基礎となる集落において、相当数の農家の合意が得られていることが前提となります。

大型農家にとっては法人に参画することにより効率的で持続可能な農業経営が可能になります。農地提供者も構成員として経営に参加したり、従業員として農業従事するケースもあります。

担い手中心型は、地域の実態に応じて次のように様々なバリエーションがあります。

① 大型農家参加型

地域内の大型農家とともに相当数の農家が構成参加し、特定農業法人として農業経営を行います。

② 1戸1法人型

大型農家が法人化したタイプです。将来も農業を続けるために自ら法人化し、地域で特定農業法人に認定します。

③ 地域外の法人を特定農業法人に位置付けるタイプ

地域内に担い手がないとき、法人化した地域外の大型農家を特定農業法人とし、農地を預けます。

④ 農業参入企業

異業種から農業に参入した企業を、特定農業法人に認定し、農地を預けます。

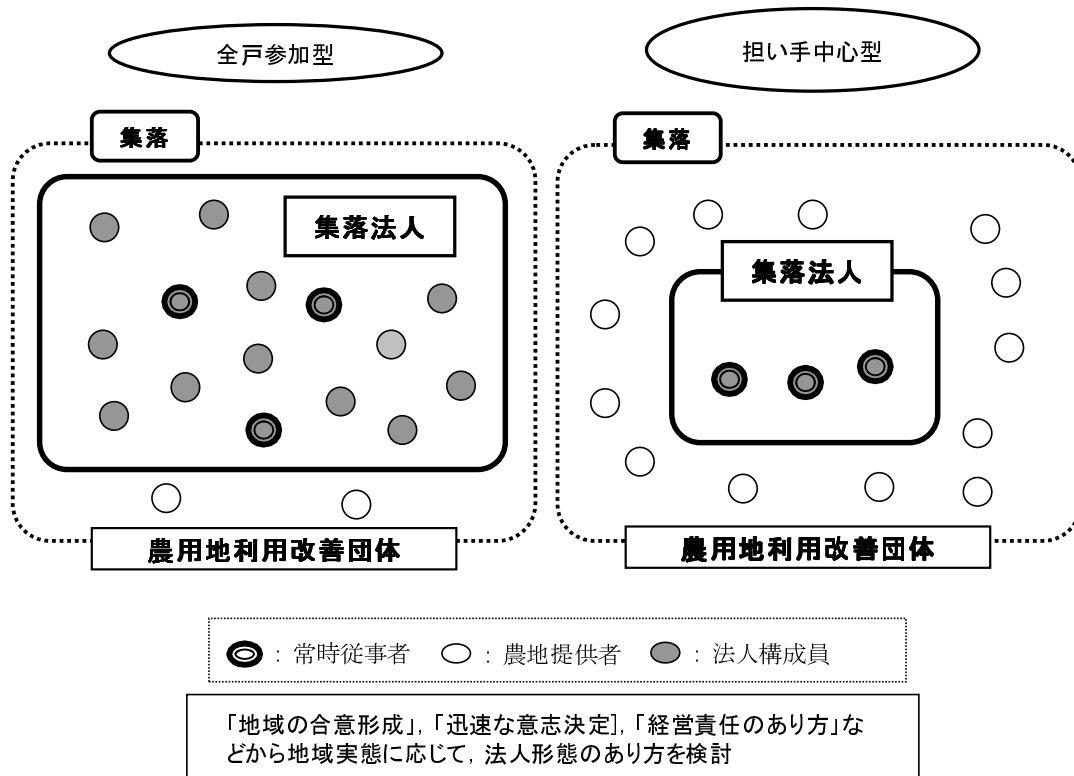


図 I-4 集落法人の分類

パターン	①大型農家参加型	②1戸1法人型	③地域外の法人を特定農業法人に位置付けるタイプ	④農業参入企業
イメージ図				
大型農家と法人の関係	後継者がいない等の場合、大型農家は法人の構成員となり、経営に参画する	将来も農業を続けるため自ら法人化し、地域で特定農業法人に認定する	地域内に担い手が不在のため、法人化した地域外の大規模農家を特定農業法人とする	地域内に担い手が不在のため、農業参入企業を特定農業法人に認定する
留意事項	大型農家が所有する大型機械等の有効活用が必要	畦畔管理等の作業を地域内で分担できる関係が必要	地域農家等と大規模農家の信頼関係が必要	地域農家と農業参入企業の信頼関係が必要

(凡例) → : 土地の権利の動き

図 I-5 担い手中心型の法人化パターン